



平成 25 年 9 月 9 日

各 位

会 社 名 明治機械株式会社
代表者名 代表取締役社長 河野 猛
(コード番号 6334 東証第2部)
問合せ先 取締役総務部長 高工 弘
(TEL. 03-5295-3511)

資本金の額の減少ならびに剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成25年11月29日開催予定の臨時株主総会に、下記のとおり資本金の額の減少ならびに剰余金の処分について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、平成 25 年 8 月 9 日付「資本金の額の減少及び剰余金の処分の決議の効力の不発生に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社は、平成 25 年 6 月 27 日開催の第 138 回定時株主総会におきまして、「資本金の額の減少の件」及び「剰余金の処分の件」を付議し、当該議案は承認可決されましたが、手続の瑕疵により資本金の額の減少の効力が発生せず、また、これに伴い剰余金の処分における欠損補填も行えないこととなりましたが、これに対応すべく再度当該議案を付議するものであります。詳細は当該開示資料をご参照ください。

記

1. 資本金の額の減少及び剰余金の処分に至った経緯及び目的

当社は、誠に遺憾ながら、前期決算において当期純損失2,121,396,986円を計上いたしました。その結果、当期期首において繰越欠損金3,045,379,723円を抱えるに至っております。つきましては、当期期首の繰越欠損金を解消し財務体質の健全化を図るとともに、自己株式の取得や株主還元の実現を含む機動的かつ柔軟な資本政策を可能とするため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行い、同額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

また、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えた上で、増加するその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、これにより当期期首の繰越欠損を全額解消するものであります。

なお、発行済株式総数の変更はいたしません。そのため、当該資本金の額の減少により、株主の皆様様の保有される株式数及びその保有割合に変更が生じることはなく、1株当たりの純資産額や自己資本比率にも変更はありません。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額 4,651,112,731 円のうち 3,045,379,723 円を減少し、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を 1,605,733,008 円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行いません。

3. 剰余金の処分の内容

(1) 処分する剰余金の額

その他資本剰余金 3,045,379,723 円の全額を、繰越利益剰余金に振り替える処理をし当期期首の欠損を解消、振替後のその他資本剰余金の金額は0円となります。

(2) 減少する剰余金の項目および金額

その他資本剰余金 3,045,379,723 円

(3) 増加する剰余金の項目および金額

繰越利益剰余金 3,045,379,723 円

4. 日程

- | | |
|-------------------|-----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成25年9月9日 |
| (2) 臨時株主総会決議日 | 平成25年11月29日（予定） |
| (3) 債権者異議申述催告公告日 | 平成25年12月2日（予定） |
| (4) 債権者異議申述催告最終期日 | 平成26年1月6日（予定） |
| (5) 効力発生日 | 平成26年1月10日（予定） |

5. 今後の見通し

この度の資本金の額の減少、当期期首の繰越損失の解消につきましては、「純資産の部」における項目間の振り替え処理であり、当社の純資産額に変更を生じるものではありません。

この度の当期期首の繰越損失の解消により、当社グループ一丸となって早期の業績回復と財務基盤の強化に全力を挙げて取り組むとともに、株主をはじめ全てのステークホルダーの皆様のご支援・ご期待にお応えすべく、株主価値及び企業価値の向上に努めてまいります所存です。

以 上